

# キャンプ瑞慶覧返還予定地区 まちづくりニュース

発行: 宜野湾市基地政策部基地跡地対策課

TEL 098-893-4411 (内線 308)

2002年12月 Vol.1

将来のまちの方向性が見えてきました。

まちづくり代表者によるワークショップ結果や、市の委員会の意見を踏まえ「本地区の将来のまちの方向性」が見えてきました。

これについて地権者の皆さんに報告するため、12月14日に第2回まちづくり懇談会を開催しました。

また、懇談会では、中心市街地活性化基本計画や跡地利用の事業手法としての土地区画整理事業について説明を行いました。

## 1. 第2回まちづくり懇談会の開催風景です

(部長の挨拶)



(全体風景)



(地主会副会長の挨拶)



(まちの方向性の説明)



(中心市街地活性化基本計画の説明)



(事業手法の説明)



(質疑)



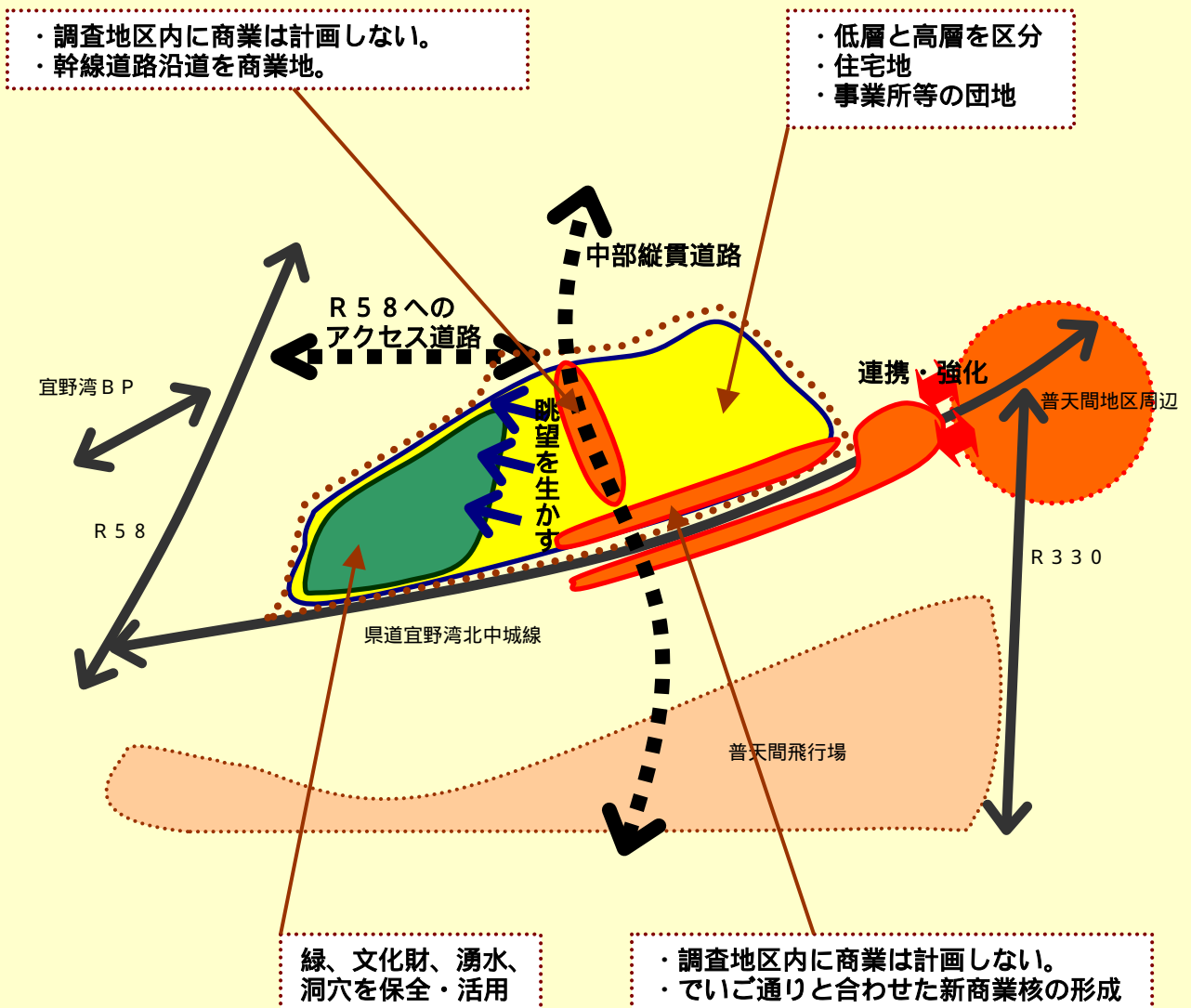
## 2 .将来のまちの方向性は、「水」・「緑」・「眺望」を生かすことです。

まちづくり代表者によるワークショップ等の意見から、まちづくりのテーマを「水・緑・眺望を生かした癒されるまち」としました。それを受けて跡地利用の基本方針を、現段階では以下のように考えています。

### まちづくりのテーマ

水・緑・眺望を生かした癒されるまち

### 基本方針図



### 3. 第2回まちづくり懇談会の質疑

質問：(土地区画整理事業について)

保留地が売れないと工事が進んでいかないのですか。

回答：保留地が売れるまでは、銀行からの借入金で工事を進めることができます。しかし、その借入金は保留地を売却して返済することになるので、早期に保留地を売却する必要があります。そのためには、売りやすい位置に保留地を設定することが考えられます。また、あらかじめハウスメーカーなどへの聞き取り調査を行うことが、重要になってきます。

質問：(早期跡地利用の開始について)

早く跡地利用を行うようにしてもらいたいのですが、方策はありますか。

回答：・跡地利用を進めていく上では、現地での調査が必要になってきます。従来は、日米合同委員会で返還が合意されないと現地立入は認められていませんが、今後認めてもらうよう交渉していき、少しでも早い時期に現地での調査を実施したいと考えています。しかし、返還後の原状回復等に相当の時間を要するため、給付金が途切れ跡地利用が開始可能になるまでの4～5年は給付金が支給されない期間が発生するかもしれません。

・軍転特措法が10年間延長されました。また、本地区が該当するかどうかは決まっていますが、沖縄振興特別措置法で規定する「大規模跡地」と「特定跡地」については、給付金の給付期間について特例的な扱いがされるという、法的整備もされました。

質問：(普天間飛行場跡地との整合性について)

市全体の都市計画を考えると、本地区と普天間飛行場返還予定地との整合はどのように考えていますか。

回答：現在、10年先の市の全体像を考える都市マスタープランを検討中です。その中で、市全体の中における普天間飛行場返還予定地と本地区の方向性が決まってくるようになります。

質問：(中部縦貫道路について)

規模の大きな中部縦貫道路には、どのような必要性があるのですか。また、周辺の市町村との整合はとっているのですか。

回答：中部縦貫道路については、県が位置づけている道路です。国道58号や国道330号の慢性的な渋滞解消のために必要だと聞いています。なお、この道路は、両側で計8車線・総幅員60m程度の広幅員で考えられていると聞いています。

質問：(チュンナガーについて)

20年ほど前、チュンナガーを見たときには、水量もさほどありませんでした。最近見ましたか。また、その上でまちづくりの構想をつくっているのですか。

回答：チュンナガーは国指定を受けている文化財です。よって、市としては、それを守っていく義務があります。

質問：(ワークショップの進め方について)

車社会の沖縄では、道路は一定幅員を確保しないと、路上駐車により道路として機能しなくなります。それらの背景を説明した上でワークショップを進めているのですか。

回答：ワークショップに参加したまちづくり代表者の方がそれぞれ考えて意見を出しています。今後は、それらのことも踏まえ進めていきたいと考えています。



